

若年性認知症について

若年性認知症とは

認知症は一般的に高齢者に多い病気ですが、65歳未満で発症する認知症のことをいいます。働き盛りの世代のため、就労面での課題が生じるなど、社会や家庭にも与える影響が大きく、まだ若いということで、診断までに時間がかかり、うつ病などの精神疾患と診断されることも少なくありません。

京都府の相談窓口

京都府若年性認知症コールセンター【相談料無料】

若年性認知症に特化した電話相談窓口です。

若年性認知症の人やご家族、支援者など、お気軽にお問い合わせください。

【TEL】0120-134-807（フリーダイヤル）

開設時間 月曜日～金曜日 10:00～15:00

土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

京都府こころのケアセンター

若年性認知症支援チーム(おれんじブリッジ)【相談料無料】

若年性認知症の方やそのご家族、勤務先からの相談に応じ、利用できる制度やサービスを紹介するとともに、関係機関と連絡調整を行う「若年性認知症支援コーディネーター」を京都府こころのケアセンターに配置しています。

若年性認知症の人やご家族、支援者など、お気軽にお問い合わせください。

【TEL】0774-32-5885

開設時間 月曜日～金曜日 9:00～12:00/13:00～15:00

土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

きょうと認知症あんしんナビ

若年性認知症の方への具体的な支援や利用できる制度、障がい者の就労支援に関する相談窓口、認知症疾患医療センターやもの忘れ外来などの専門医療機関などの情報を掲載しています。

URL <http://www.kyoto-ninchisho.org/>



若年性認知症の人が利用できる制度

若年性認知症の40歳～64歳の方は、要介護認定を受けることで介護保険のサービスの利用ができます。

また、介護保険以外にも利用可能な制度があります。詳細は各問合せ先へご相談ください。

制度	概要	相談窓口
傷病手当金	健康保険または共済組合の被保険者が、病気やケガで仕事を休んで給料を受けられない時に受給できます。	職場の社会保険担当者 にご相談ください。
雇用保険 (失業給付)	雇用保険の被保険者が、離職した時に、失業中の生活を安定させ、就職活動を円滑に行えるように支援するために支給される給付です。	ハローワーク京都七条 TEL:075-341-8609
自立支援医療 (精神通院医療)	認知症を含む精神疾患で通院する場合に、通院治療費の自己負担を軽減する制度です。	長岡京市 障がい福祉課 TEL:075-955-9710
精神障害者保健 福祉手帳	認知症などの精神疾患があり、日常生活に支障をきたす場合は、「精神障害者保健福祉手帳」の申請ができます。	
障害年金	障害や病気によって生活や仕事に支障が出た場合に受け取ることができる公的年金です。	(障害基礎年金) 長岡京市 医療年金課 TEL:075-955-9512 (障害厚生年金) 京都西年金事務所 TEL:075-323-1170 (障害共済年金) 各共済組合

天神カフェ(認知症の方と家族が参加できる会)

随時開催しています。オレンジルームまでご相談ください。

長岡記念財団オレンジルーム(認知症対策推進室) 【TEL】075-952-3794